



# 三重県公報

平成13年2月20日(火)

第1242号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告示

- 共済契約の締結の申込み等についての同意が要件に適合している旨……………(金融・経営課) 1
- 同伴……………(同) 1
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(下水道課) 2

### 内水面告示

- 第5種共同漁業権に係る平成13年度目標増殖量……………(内水面漁場管理委員会) 2

### 監査委員公表

- 監査結果の公表……………(監査委員) 3

### 公告

- 換地を定めない土地としての指定……………(農業基盤整備課) 23
- 一般競争入札を行う旨……………(監理課) 24

## 告示

### 三重県告示第71号

次の発起人からの届出に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第2項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同条第6項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づく同条第1項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成13年2月20日

三重県知事 北川正恭

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
錦区域 (錦漁業協同組合の地区)	火光利用一本釣漁業	度会郡紀勢町錦307-29	中世古 長 生
		度会郡紀勢町錦880-10	和仁原 和

### 三重県告示第72号

次の発起人からの届出に係る漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第3項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同条第6項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づく同条第1項に規定する要件に適合しているものと認めます。

平成13年2月20日

三重県知事 北川正恭

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
錦区域 (錦漁業協同組合の地区)	定置漁業 (ぶり定置漁業及び小型定置漁業)	度会郡紀勢町錦260-2	吉 田 将
		度会郡紀勢町錦817-2	錦第一鱒大敷組合

三重県告示第73号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可しました。

平成13年2月20日

三重県知事 北川正恭

1 施行者の名称

菰野町

2 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業

流域関連菰野町公共下水道

3 事業施行の期間

平成6年9月26日から平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成6年三重県告示434号、平成7年三重県告示532号及び平成9年三重県告示825号の事業地に大字菰野字藩内から字大垣内の区間内、大羽根園並木通りから大字菰野字大刳の区間内、大字潤田字大工垣内から字新起の区間内、大字潤田字春日から大字千草字柳原の区間内、大字下村字川原から字馬淵の区間内、大字川北字大保田から字新明の区間内、大字諏訪字東浦から大字池底字原野の区間内、大字菰野字藩内から字大槌の区間内、大字菰野字藩内から字柿内の区間内、大羽根園新林町から青葉町の区間内並びに大字千草字綿野、字松原、字曙、字清水、字榊原、字御所貝戸、字葛原、字御門前、字城山、字城岬、字前野、字大正田、字向城、字茶屋前、字金ヶ原、字八俣、字明道、字上岡及び字沖見野、大字潤田字宮西、字西堀、字島崎及び字六大、大字池底字宮城、字西ノ久保及び字映日、大字大強原字牛池、字芝干場、字入之口、字森之下、字奥之林、字西台、字内垣外、字杉本、字土産沢、字竹之鼻、字広表、字樋之口、字柳ヶ坪、字柏木、字天皇、字尺殿及び字穴畑、大字下村字佃、字井前、字榎、字神田、字西荒晴、字荒晴、字南大越、字東野、字東荒晴及び字大蔵、大字諏訪字北浦、字八幡、字二本木、字新田前及び字東川原、大字川北字上古、字西林、字西荒晴、字殿林、字野大明、字西川原、字小海戸、字山上戸及び字東大明、大字音羽字昆沙門田、字和泉、字富士見里、字鐘突田及び字旭、大羽根園松ヶ枝町、大字菰野字新道、字神田、字松葉、字東高原、字鼓ヶ堂及び字大槌、大字福村字井口、字庄部及び字松之木、大字宿野字池町地内を加え、大字潤田字大久保、字東畑、字荒晴、字御幸、字東野及び字落合、大字吉沢字首祢田、字古宮、字田子代、字杉本、字柳原、字城垣内、字天白、字神田、字宮崎及び字狭間、大羽根園柴垣町及び呉竹町、大字菰野字柳林、字分木、字野中、字地蔵、字桜野、字門内、字杉ノ本及び字波遠見、大字福村字清水、字樋口、字西庄部及び字西清水、大字宿野字西ノ久保及び字神明田地内において事業地を変更する。

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第2号

第5種共同漁業権に係る平成13年度目標増殖量を次のとおり定めました。

平成13年2月20日

三重県内水面漁場管理委員会会長 奥山治郎

平成13年度目標増殖量

(単位 kg)

漁業権番号	漁業協同組合名	魚種						
		あゆ	あめご	にじます	おいかわ	こい	ふな	うなぎ
三重内共第1号	桑員河川	1,100	50	300	50	50	50	
" 第2号	菰野町内水面		75	40				
" 第3号	鈴鹿川	150	50	25				

三重内共第4号	安濃川	150	25					
" 第5号	雲出川	2,100	300					
" 第6号	中村川	250	50	50	25			
" 第7号	伊賀川	560	75	25	25	50		
" 第8号	服部川上流	200	50					
" 第9号	名張川	1,700	150	80	25	50		
" 第10号	青蓮寺川香落	400	150	50		50		
" 第11号	長瀬太郎生川	1,500	200		25	50		
" 第12号	榎田川第一	180			50	150	150	
" 第13号	榎田川河川	700			25			
" 第14号	香肌峡	700						
" 第15号	榎田川上流	1,300	500					
" 第16号	宮川	1,400 <small>人工ふ化500万粒</small>	50		25	50		100
" 第17号	宮川上流	1,800	200	40	40	50	100	100
" 第18号	大内山川	2,600	50					100
" 第19号	赤羽川	100						
" 第20号	銚子川	80	20					
" 第21号	銚子川	150	25					
" 第22号	大又川飛鳥五郷	650						
" 第23号	阪内川	120	50					

(注) 各魚種の標準的な種苗サイズを下記のとおりとする。

あゆ	1尾当たりの重量	3~10g	こい	1尾当たりの重量	5~50g
あめご	"	3~50g	ふな	"	5~50g
にじます	"	3~50g	うなぎ	"	10~50g
おいかわ	"	1~10g			

監査委員公表

監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項により、次のとおり公表します。

平成13年2月20日

三重県監査委員 恒 藤 則 行  
 同 島 本 暢 夫  
 同 川 端 治 夫

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、行政事務の執行が、経済性、効率性及び有効性

の観点から、適正に行われているかなどについて、監査を実施するものである。

第2 監査対象事務及びその選定理由

1 監査対象事務

監査対象事務は、「許認可等の事務（申請に対する処分）について」とした。

2 監査対象事務の選定理由

許可、認可、免許等の事務（以下「許認可等の事務」という。）は県民の権利義務を具体的に決定するもので、県が行う事務の中で主要なものの一つである。特に、各種の申請に基づき行われるこれらの事務が県民と日常的な接点をもち、その処理について公正で迅速に対応されることは、県政に対する県民の信頼を確保するうえで極めて重要である。

このような行政の手続きについては、行政運営における公正の確保と透明性の向上を目的として平成6年に行政手続法が、平成8年には三重県行政手続条例が施行されたところであるが、これに加え、本県では、平成10年度に行政サービスを提供する指針として、「県民のみなさんへ」を示し、その向上に努めている。

また、平成12年度から施行されたいわゆる「地方分権一括法」により、従来の機関委任事務が廃止され、自治事務と法定受託事務に区分され、自主性、自立性が求められるなど分権の担い手として、県の果たすべき役割は益々重要となった。

このような中で、許認可等の事務が法令に従い、適正かつ迅速に行われているかなどを監査し、もって行政サービスの向上及び行政運営の改善に資することを目的とした。

第3 行政監査の概要

1 実施時期

平成12年4月から平成13年1月までの間に実施した。

2 実施方法

事務局職員が監査対象の許認可等の事務を所管、処理又は受付している課所において、各課所から提出された監査調査をもとに予備監査を行い、それらの結果を踏まえて委員監査を実施した。

3 監査の対象事務及び対象機関

(1) 監査の対象事務

監査対象事務として、平成11年度における許認可等の事務のうち行政手続法又は三重県行政手続条例に規定する「申請に対する処分」にかかる事務について、事前調査で回答のあった1,588種類の中から、次に該当するものを主として選定した [表 - 1 参照]。

ア 年間の処理件数が1事務につき3,000件以上の事務

イ 証明書の交付事務など要件の確認が明確で、即日処理されるもの以外の事務

ウ 県民の日常生活とのかかわりが深い事務

(2) 監査の対象課所

監査対象課所は、監査の対象とした許認可等の事務を所管等する知事部局4部6課、教育委員会1課2県立高等学校、警察本部1課3警察署、6県民局16部、県民局以外の1地域機関とし、これらの課所において予備監査を実施した。

なお、予備監査は、平成12年7月14日から8月1日までの間に実施した。

[表 - 1 予備監査の対象事務及び対象課所]

部 局 名	許 認 可 等 の 事 務	監 査 対 象 課 所
健康福祉部	身体障害者手帳の交付	障害保健福祉課
		身体障害者更生相談所
環境部	産業廃棄物収集運搬業の許可	廃棄物対策課
		北勢県民局生活環境部
		” (鈴鹿環境グループ)
	産業廃棄物処分業の許可	津地方県民局生活環境部
		廃棄物対策課
		北勢県民局生活環境部
農林水産商工部	農地転用等の許可	南勢志摩県民局生活環境部
		伊賀県民局生活環境部
		農山漁村振興課
		北勢県民局農林商工部
		南勢志摩県民局農林水産商工部
	伊賀県民局農林商工部	

	漁船の登録等	漁政課 津地方県民局農林水産商工部 南勢志摩県民局農林水産商工部		
	漁業権の免許	漁政課 津地方県民局農林水産商工部		
県土整備部	県営住宅入居申請の認定	建築住宅課 北勢県民局鈴鹿建設部 松阪地方県民局建設部 伊賀県民局建設部 三重県住宅供給公社 (調査)		
		建築確認	建築住宅課 北勢県民局桑名建設部 松阪地方県民局建設部 南勢志摩県民局伊勢建設部	
			屋外広告物の許可	都市計画課 北勢県民局四日市建設部 南勢志摩県民局志摩建設部 紀北県民局建設部
				学校教育課 県立白子高等学校 県立稲生高等学校
		教育委員会	県立高等学校授業料の減免	
	警察本部	風俗営業の許可	生活安全企画課 四日市南警察署 津警察署 伊勢警察署	

(3) 事前調査の概要

行政手続法等に規定する「申請に対する処分」にかかる事務について、当該事務の処分権限を有する課所に対し、本庁各課にあっては主管課を通じ、県民局各部にあっては県民局企画調整部を通じて照会する方法で事前調査を行った。

その結果、平成11年度の許認可等の事務（申請に対する処分）の数は県全体で1,588種類で、うち法律等に基づくもの1,377種類、条例等に基づくもの211種類であった。

また、これらのうち、平成11年度に処分実績のある事務の数は672種類、うち法律等に基づくもの568種類、条例等に基づくもの104種類であった。

4 監査の着眼点

監査にあたっては、次のことを監査の着眼点とした。

(1) 許認可等の事務の処理体制について

- ア 受付の窓口体制は適切か
- イ 審査基準が設定され、公にされているか
- ウ 標準処理期間が設定され、公にされているか
- エ 審査体制は適切か

(2) 許認可等の事務処理について

- ア 事務処理は適正に行われているか
- イ 事務処理は迅速に行われているか

(3) 許認可等の事務の簡素化、合理化について

- ア 申請手続き等は簡素化されているか
- イ 事務の合理化に努めているか

第 4 監査の結果

1 許認可等の事務の概要について

(1) 事務の種別について

監査対象事務とした許認可等の事務について、平成11年度における各事務の種別は次のとおりで、機関委任事務が7事務、自治事務が4事務である。

平成12年度は、地方自治法の改正により、法定受託事務が3事務、自治事務が8事務となり、自治事務のうち、身体障害者手帳の交付、漁船の登録等、漁業権の免許及び建築確認の4事務が、機関委任事務から自治事務になったものである。

[表 - 2 事務の種類]

許認可等の事務	事務の種類	
	平成11年度	平成12年度
身体障害者手帳の交付	機関委任事務	自治事務
産業廃棄物収集運搬業の許可	機関委任事務	法定受託事務
産業廃棄物処分業の許可	機関委任事務	法定受託事務
農地転用等の許可	機関委任事務	法定受託事務
漁船の登録等	機関委任事務	自治事務
漁業権の免許	機関委任事務	自治事務
県営住宅入居申請の認定	自治事務	自治事務
建築確認	機関委任事務	自治事務
屋外広告物の許可	自治事務	自治事務
県立高等学校授業料の減免	自治事務	自治事務
風俗営業の許可	自治事務	自治事務

## (2) 事務の処分機関及び経由機関について

監査対象事務とした許認可等の11事務の処分機関及び経由機関は、次のとおりである。

[表 - 3 事務の処分機関及び経由機関]

許認可等の事務	処分機関	経由機関
身体障害者手帳の交付	身体障害者更生相談所	市町村
産業廃棄物収集運搬業の許可	廃棄物対策課	-
	県民局生活環境部	-
産業廃棄物処分業の許可	廃棄物対策課	県民局生活環境部
農地転用等の許可	県民局農林(水産)商工部	市町村農業委員会
漁船の登録等	漁政課	市町村
	県民局農林水産商工部	県民局農林水産商工部
		-
漁業権の免許	漁政課	市町村 県民局農林水産商工部
県営住宅入居申請の認定	建築住宅課	県民局建設部
建築確認	県民局建設部	市町村
屋外広告物の許可	県民局建設部	-
県立高等学校授業料の減免	学校教育課	県立高等学校
	県立高等学校	-
風俗営業の許可	警察署	-

注1 1つの処分機関に対し2つの経由機関があるのは、市町村を窓口として、県民局の担当部を経由する場合である。

2 農地転用等の許可事務の処分機関である県民局農林(水産)商工部は、県民局農林商工部、県民局農林水産商工部又は北勢県民局桑名農政部をいう。

## ア 本庁で処分する事務

本庁で処分を行っている許認可等の事務は、産業廃棄物処分業の許可など3事務で、その主な理由は次のとおりである。

[表 - 4 本庁で処分する事務]

許認可等の事務	本庁で処分する理由
産業廃棄物処分業の許可	審査の統一性などを図るためのものであるが、現在、地域機関に委任する方向で検討
漁業権の免許	諮問機関が1ヶ所で、また、許認可等の内容が複数の地域機関の所管に及ぶため
県営住宅入居申請の許可	一元的に処理することにより、事務の効率性や審査の公平性を確保するため

## イ 地域機関で処分する事務

地域機関で処分を行っている許認可等の事務は、身体障害者手帳の交付、農地転用等の許可、建築確認、屋外広告物の許可及び風俗営業の許可の5事務で、その主な理由は、現地調査業務及び許可後の管理業務などの必要性からとしている。

## ウ 本庁と地域機関で処分権限を分けている事務

本庁と地域機関で処分権限を分けている許認可等の事務は産業廃棄物収集運搬業の許可など3事務で、事務の区分は次のとおりである。

なお、漁船の登録等の事務において、県民局農林水産商工部で行う漁船の検認に関する事務は、現地で調査を行うものである。

[表 - 5 本庁と地域機関で処分権限を分けている事務]

許認可等の事務	処 分 機 関	事 務 区 分
産業廃棄物収集運搬業の許可	廃棄物対策課	県外者からの申請に対する処分
	県民局生活環境部	県内者からの申請に対する処分
漁船の登録等	漁政課	漁船の登録に関する事務
	県民局農林水産商工部	漁船の検認に関する事務
県立高等学校授業料の減免	学校教育課	県立高等学校で処分する場合を除いた授業料減額の決定
	県立高等学校	生活保護受給世帯の生徒等要件が明瞭である場合の授業料免除の決定

エ 経由機関について

経由機関を設定している許認可等の事務は 8 事務で、市町村を経由しているものが 5 事務、県民局の担当部等を経由しているものが 5 事務である。なお、2 事務については市町村と県民局の担当部等の両方を経由している。

市町村を経由している許認可等の事務について、市町村の経由は法施行規則又は県の規則等で規定されていたが、平成12年度においては、地方自治法の改正を受け、県の規則等で定めていた市町村の経由に関して、三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年三重県条例第 2 号。以下「特例条例」という。）に一括して、規定している。

[表 - 6 市町村を経由している事務]

許認可等の事務	経 由 機 関	市 町 村 経 由 の 根 拠 規 定	
		平 成 11 年 度	平 成 12 年 度
身体障害者手帳の交付	市町村	身体障害者福祉法施行規則	身体障害者福祉法施行令
農地転用等の許可	市町村農業委員会	農地法施行規則	農地法施行令
漁船の登録等	市町村	三重県漁船法施行細則	特例条例
漁業権の免許	市町村	三重県漁業調整規則	特例条例
建築確認	市町村	三重県建築基準法施行細則	特例条例

(3) 事務の処理状況

監査対象事務とした許認可等の事務について、その処理件数等の状況は次のとおりである。

平成11年度総処理件数42,653件で、許可等41,229件、不許可1,110件、却下221件、取下93件である。また、平成12年度への繰越件数は1,005件である。

[表 - 7 事務の処理状況]

(単位：件)

許認可等の事務	区分	H10 から繰越	H11の申請	計	許 認 可 等 の 処 理 数					H12へ繰越
					許可等	不許可	却下	取下	計	
身体障害者手帳の交付	新規	416	5,042	5,458	5,107	81	146	20	5,354	104
	変更	460	2,006	2,466	2,226	43	75	5	2,349	117
	計	876	7,048	7,924	7,333	124	221	25	7,703	221
産業廃棄物収集運搬業の許可	新規	69	406	475	412			1	413	62
	更新	46	304	350	324				324	26
	変更	14	103	117	114				114	3
	計	129	813	942	850			1	851	91
産業廃棄物処分業の許可	新規	2	20	22	19				19	3
	更新	2	32	34	32			1	33	1
	変更		10	10	10				10	
	計	4	62	66	61			1	62	4
農地転用等の許可	新規	181	3,241	3,422	3,215			38	3,253	169
	変更	2	27	29	27			1	28	1
	計	183	3,268	3,451	3,242			39	3,281	170
漁船の登録等	新規		249	249	249				249	
	譲渡		486	486	486				486	
	変更		222	222	222				222	
	検認		4,960	4,960	4,951				4,951	9
	計		5,917	5,917	5,908				5,908	9
漁業権の免許	新規	373	4	377	377				377	
	変更		1	1	1				1	
	計	373	5	378	378				378	

県営住宅入居申請の認定	新規		1,116	1,116	313	795		8	1,116	
建築確認	新規	312	9,408	9,720	9,231			12	9,243	477
屋外広告物の許可	新規		1,664	1,664	1,663				1,663	1
	更新		8,520	8,520	8,513			5	8,518	2
	変更		42	42	42				42	
	計		10,226	10,226	10,218			5	10,223	3
県立高等学校授業料の減免	新規	9	3,737	3,746	3,550	191			3,741	5
風俗営業の許可	新規	7	165	172	145			2	147	25

注1 不許可とは、実体的な審査を行い、審査要件に該当しないため申請に対して許認可等をしなかったものをいう。  
 2 却下とは、書類に不備等があるため、実体的な審査に入ることなく申請を排斥したものをいう。

(4) 手数料について

手数料については、次の7事務において三重県手数料条例等に基づき徴収している。

手数料額の見直しについて、産業廃棄物収集運搬業の許可など3事務では平成12年度から改正されているが、屋外広告物の許可事務では平成元年度から改正されていない。

[表 - 8 手数料の状況]

許認可等の事務	件数	年間手数料額	直近の改正(金額)年度	根拠法令
産業廃棄物収集運搬業の許可	813	61,312,000円	平成12年度	三重県手数料条例
産業廃棄物処分業の許可	61	5,781,000円	平成12年度	三重県手数料条例
漁船の登録等	5,876	23,538,400円	平成9年度	三重県手数料条例
漁業権の免許	5	17,300円	平成9年度	三重県手数料条例
建築確認	9,403	146,207,000円	平成11年度	三重県手数料条例
屋外広告物の許可	(66,608) 10,218	60,473,500円	平成元年度	三重県屋外広告物条例
風俗営業の許可	165	4,414,640円	平成12年度	三重県警察関係手数料条例

注1 三重県手数料条例の施行日は、平成12年4月1日である。  
 2 件数について、前記(3)「事務の処理状況」の表中H11の申請件数又は許可等の件数と異なるのは、手数料徴収が免除されるものがあるためである。  
 3 屋外広告物の許可の( )内は、屋外広告物の数である。

2 許認可等の事務の処理体制について

(1) 受付の窓口体制について

今回予備監査を行った課所のうち、受付の窓口となる課所は18か所(本庁1か所、地域機関等17か所)で、受付窓口の表示など窓口体制については次のとおりである。

[表 - 9 受付課所]

許認可等の事務	受付課所	許認可等の事務	受付課所
産業廃棄物収集運搬業の許可	廃棄物対策課	産業廃棄物処分業の許可	廃棄物対策課
	北勢県民局生活環境部		北勢県民局生活環境部
	津地方県民局生活環境部		南勢志摩県民局生活環境部
漁船の登録等(検認事務)	津地方県民局農林水産商工部	県営住宅入居申請の認定	伊賀県民局生活環境部
	南勢志摩県民局農林水産商工部		北勢県民局鈴鹿建設部
屋外広告物の許可	北勢県民局建設部		松阪地方県民局建設部
	南勢志摩県民局志摩建設部		伊賀県民局建設部
	紀北県民局建設部	県立白子高等学校	
風俗営業の許可	四日市南警察署	県立高等学校授業料の減免	県立稲生高等学校
	津警察署		
	伊勢警察署		

注 身体障害者手帳の交付など4事務については、市町村が受付窓口である。

ア 受付窓口の表示

受付窓口の表示について、本庁及び地域機関とも、庁舎入り口の玄関ホールに部局名若しくは課名及びその階数を表示し、また、各課所の入り口付近には配置図を掲示して、各グループの業務内容を表示



するとともに室内には天井からグループ名などを記入したプレートを吊るすなどすることにより、おおむねどこが受付窓口になるかわかるものである。

なお、紀北県民局の玄関ホールには、各部局ごとに各グループの業務内容を記入した一覧表が掲示してあり、どこが担当の部局等かわからない来訪者にとっては役立つものと思われる。

イ 受付窓口での対応人数

受付窓口となる18課所においては、2人以上の職員が受付の対応を行うとしている課所がほとんどである。

受付の対応人数としては、10名を超える職員が対応するとしている課所があれば、担当者1人で行うとしている課所も見受けられた。

ウ 申請者へ説明等を行うスペース

申請者へ説明等を行うスペースについて、受付窓口となる18課所においてはおおむね確保されている。

なお、県立高等学校では必要に応じ、プライバシーに配慮して、職員室又は空き教室等で説明等を行うとしている。

エ 受付時間

(ア) 受付時間は、受付窓口となる18課所のうち、県営住宅入居申請の認定事務の受付を行う3課所を除きおおむね8時30分から17時15分までとしている。

県営住宅入居申請の認定事務の受付時間については、年4回の定期募集等の期間中9時から16時30分までとして、パンフレット等に明記しているが、それ以外の時間でも実際は対応しているということである。

(イ) 昼休み時間での来訪者や電話等への対応については、担当がいれば対応するとした課所があるが、多くは所内にいるもので対応するとしている。

なお、県営住宅入居申請の認定事務では、担当グループの半数ずつが時間差で昼食をとり、対応しているとした課所、ローテーションにより待機し、対応しているとした課所などがある。

オ 申請手続き等に対する情報提供

(ア) 申請書、申請の手引き、記載例及び添付書類の一覧に関して、受付を行う課所の窓口での備付けについては、おおむね次のとおりである。

[表 - 10 申請書等の備付状況]

許認可等の事務	申請書	申請の手引き	記載例	添付書類の一覧
産業廃棄物収集運搬業の許可				
産業廃棄物処分業の許可				
漁船の登録等(検認事務)				
県営住宅入居申請の認定				
屋外広告物の許可				
県立高等学校授業料の減免				
風俗営業の許可				

注 漁船の登録等(検認事務)の申請書については、事前に漁業協同組合を通じて、申請者に送付している。

なお、上記で備え付けがないものについては、次のような取扱いが見受けられた。

許認可等の事務	取 扱 内 容
産業廃棄物処分業の許可	申請の手引き及び記載例について、産業廃棄物収集運搬業の申請の手引き等を準用して利用している。
屋外広告物の許可	記載例については、画一的な例を示すことが難しいことから、口頭により個々のケースに応じて記載方法を情報提供している。
風俗営業の許可	申請の手引き及び記載例については、所管する協会から有料で販売されている。また、添付書類の一覧については統一したものがないが、独自に当該一覧を作成して、提供している課所が見受けられた。

(イ) 申請者への処分時期の見通しや審査の進行状況に関する情報提供については、即日処理される漁船の登録等(検認事務)を除きおおむね全ての受付窓口において対応している。

(ロ) 市町村が受付窓口となる許認可等の事務について、申請の手引きなどの作成と市町村への送付に関しては次のとおりである。

農地転用等の許可、漁船の登録等(登録事務)及び漁業権の免許の3事務については、おおむね申請の手引きなどを作成し、市町村へ送付している。

身体障害者手帳の交付及び建築確認の2事務では、申請書の手引きなどいずれも作成されていない。

[表 - 11 申請の手引き等の市町村への送付状況]

許認可等の事務	申請の手引き	記載例	添付書類の一覧
身体障害者手帳の交付			
農地転用等の許可			
漁船の登録等(登録事務)			
漁業権の免許			
建築確認			

(2) 審査基準について

審査基準は、申請により求められた許認可等を行うかどうかについて、\*法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準で、これを公にすることにより、許認可等の事務処理の公正及び透明性を確保しようとするものである。

法令等の定めのみによって判断できる場合は、審査基準を定めることを要しないものであるが、本県においては、県民への閲覧の便のため、当該法律、条例等に規定された条文やその解釈に関する文書も合わせて申請者等に示すことができるようにしておくことが望ましいとして、「申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間等個別表」(平成6年8月9日付け人第783号及び平成8年5月1日行管第171号通知。以下「審査基準・標準処理期間等個別表」という。)を作成して、申請者の求めに応じて閲覧できるように、関係課所に備え付けるものとしている。

(注：法令等とは、行政手続法第2条第1号に規定する「法令」又は三重県行政手続条例第1項第1号に規定する「条例等」をいう。)

ア 審査基準の設定状況

監査対象事務とした許認可等の事務に関する審査基準については、法令に基準が示されているとしているもの、国からの通知等に基づき定めているもの、県の条例等で独自に定めているものがあり、おおむね適正に設定されている。

11事務について、上記により区分すると次のとおりである。

[表 - 12 審査基準の設定状況]

許認可等の事務	法令に基づくもの	通知等に基づくもの	条例等に定めるもの
身体障害者手帳の交付			
産業廃棄物収集運搬業の許可			
産業廃棄物処分業の許可			
農地転用等の許可			
漁船の登録等			
漁業権の免許			
県営住宅入居申請の認定			
建築確認			
屋外広告物の許可			
県立高等学校授業料の減免			
風俗営業の許可			

イ 審査基準の公表状況

審査基準の公表については、審査基準・標準処理期間等個別表を備え付け、審査基準を提示することができた課所が見受けられた一方、当該個別表の備付けについて認識していない課所が多く見受けられた。

なお、審査基準・標準処理期間等個別表については、法律等に基づく許認可等の事務は行政手続法の施行時に、条例等に基づく許認可等の事務は三重県行政手続条例の施行時に、当該個別表を作成し、各部局別の簿冊にして取りまとめられ、三重県行政サービスセンター内の情報公開室に備え付けられていたが、現在もその当時の部局名で編てつされている。

(3) 標準処理期間について

標準処理期間は、申請に対する処理の透明性及び迅速性を確保するため、申請が法令等に定められた提出先に到達してから、当該申請に対する処分を行うまでに要する期間の目安を定めたものである。

処分の性質上、標準処理期間を定めることが困難な場合がありうることから、努力義務にとどめられているが、本県においては、標準処理期間を公にすることにあたっては審査基準と合わせて、審査基準・標準処

理期間等個別表に定めることとしている。

ア 標準処理期間の設定状況

- (ア) 各許認可等の事務の標準処理期間は次のとおりで、全ての事務において当該処理期間を設定している。  
標準処理期間について、法律で規定されている事務として建築確認、所官庁からの通知などに基  
き設定している事務として農地転用等の許可があり、それ以外の事務では県独自に設定している。  
なお、屋外広告物の許可事務では新規申請と更新、変更申請とを区別して、標準処理期間を設定し  
ている。

[表 - 13 標準処理期間]

許 認 可 等 の 事 務	標 準 処 理 期 間
身体障害者手帳の交付	1 月 ~ 1 月半 (審査部会諮問がない場合) 1 月半 ~ 2 月 (審査部会諮問がある場合)
産業廃棄物収集運搬業の許可	60 日
産業廃棄物処分業の許可	60 日
農地転用等の許可	61 日 (処分機関 3 週間、経由機関 40 日間)
漁船の登録等	24 日
漁業権の免許	90 日
県営住宅入居申請の認定	14 日
建築確認	7 日又は 21 日 (建物の構造により異なる。)
屋外広告物の許可	14 日 (新規)、10 日 (更新・変更)
県立高等学校授業料の減免	14 日 (県立高等学校) 又は 21 日 (学校教育課)
風俗営業の許可	80 日又は 60 日 (施設が滅失した場合の特例適用の有無によ り異なる。)

- (イ) 標準処理期間が定められている事務について、その多くは具体的に処理期間を積算し、設定されて  
いるが、積算根拠が具体的に示されていないもの (身体障害者手帳の交付、風俗営業の許可) も見受  
けられた。

イ 標準処理期間の公表状況

標準処理期間の公表については、審査基準の公表と同様、審査基準・標準処理期間等個別表を備え付  
け、標準処理期間を提示することができた課所が見受けられた一方、当該個別表の備付けについて認識  
していない課所が多く見受けられた。

(4) 審査体制について

ア 担当者の資格、人数について

許認可等の処分を行うにあたって、担当者に資格を必要とする事務は、建築確認の 1 事務である。  
担当者の人数としては、ほとんどの課所が 1 名であるが、2 名以上の職員を配置している課所もある。  
特に、担当者の配置人数について許認可等の事務ごとの相違は見受けられなかった。

なお、処理件数及び処理期間との関係から、身体障害者手帳の交付、建築確認及び県立高等学校授業  
料の減免の 3 事務については、担当者に事務が集中しているような時期又は状況が見受けられた。

イ 審査項目の確認

審査を適正に行うため、ほとんどの事務において、副務者を定めて審査項目の確認を行っている。副務  
者を定めていない場合は、決裁段階において確認を行うとしていたり、担当者が見直すなどとしている。

なお、同じ許認可等の事務であっても、課所によって副務者を定めているところや定めていないとこ  
ろがあり、特に、許認可等の事務ごとに共通した確認方法は見受けられなかった。

ウ 事務処理要領の作成状況

許認可等の受付や処分を行うにあたって、事務手続きの適正な処理や処分の統一性などを図るため、  
事務処理要領を定めている事務は身体障害者手帳の交付など 8 事務あるが、産業廃棄物収集運搬業の許  
可など 3 事務では事務処理要領が定められていない。

事務処理要領を定めていない事務のうち、産業廃棄物収集運搬業の許可事務では県民局生活環境部な  
ど 10 か所で受付及び処分を行っている。また、産業廃棄物処分業の許可事務では廃棄物対策課の 1 か所  
で処分を行っているが、受付機関となる課所は県民局生活環境部など 10 か所ある。

[表 - 14 事務処理要領の作成状況]

許 認 可 等 の 事 務	事 務 処 理 要 領 の 名 称	受 付 機 関 数	処 分 機 関 数
身体障害者手帳の交付	身体障害者等級認定の手引き等	-	1

産業廃棄物収集運搬業の許可	-	10	10
産業廃棄物処分業の許可	-	10	1
農地転用等の許可	農地法許可事務ハンドブック	-	8
漁船の登録等	漁船関係事務の手引き	-	1
		3	3
漁業権の免許	-	-	1
県営住宅入居申請の認定	県営住宅入居審査要領	11	1
建築確認	三重県建築基準事務処理要領	-	11
屋外広告物の許可	屋外広告物取扱要領	11	11
県立高等学校授業料の減免	平成11年度事務取扱留意事項	64	64
風俗営業の許可	風俗営業等事務処理要領	18	18

注1 受付機関数欄には、受付機関が市町村である事務は「-」とした。

2 漁船の登録等の上段は登録事務、下段は検認事務の場合である。

工 研修の実施状況

許認可等の事務に関して、研修が実施されている事務は建築確認など2事務ある。

その他の事務にあっては、担当学会議等で許認可等の事務に関して意見交換等を行っているものが県営住宅入居申請の認定など2事務ある。

事務の処分機関等において、研修の実施を希望する事務は産業廃棄物収集運搬業の許可など7事務あり、そのうち研修が実施されていないものが5事務ある。

研修の実施を希望する理由としては、運用の統一を図るため必要であるとしたものなどがあつた。

また、研修等を実施している事務のうち、建築確認など2事務において研修を充実してほしいとする意見などが見受けられた。

[表 - 15 研修の実施状況]

許認可等の事務	研修の実施状況		希望の有無
	研修会の名称	実施機関	
身体障害者手帳の交付	-	-	
産業廃棄物収集運搬業の許可	-	-	
産業廃棄物処分業の許可	-	-	
農地転用等の許可	-	-	
漁船の登録等	-	-	
漁業権の免許	-	-	
県営住宅入居申請の認定	担当学会議	建築住宅課	
建築確認	システム講習会	建築行政情報センター	
	法改正講習会	日本建築センター	
屋外広告物の許可	担当学会議	都市計画課	
県立高等学校授業料の減免	-	-	
風俗営業の許可	改正風営適正化法研修	警察本部生活安全企画課	

(5) 審議機関について

許認可等の処分を行うにあたり、審議機関を有する事務は、次の3事務である。いずれの事務についても、許可又は不許可等をしようとするときは、それぞれの審議機関に諮問又は意見を聴かなければならないと法令に規定されている。

処分の公平性及び透明性の向上を図るうえで、審議機関へ諮問等を行うことは適当であると思われるが、当該機関の体制により、処分までに日数がかかっていると思われるものがあつた。

[表 - 16 審議機関]

許認可等の事務	審議機関名	委員数	開催回数	審議内容
身体障害者手帳の交付	三重県社会福祉審議会	8人	107回	身体障害者の障害程度の審査
農地転用等の許可	三重県農業会議	30人	12回	転用等の許可申請に対する答申
漁業権の免許	海区漁業調整委員会	15人	5回	漁業の免許申請に対する答申
	内水面漁場管理委員会	10人	0回	漁業（内水面に限る。）の免許申請に対する答申

(6) 広報の状況

ア 広報を独自に行っている許認可等の事務は次のとおりで、三重県ホームページのお知らせ・行政情報欄への掲載やパンフレット等の配布による方法で行われており、主に所管課において取り組まれている。  
 なお、広報を独自に行っていない事務の理由として、申請者が特定の関係者であり、許認可等の必要性は既に周知されているので、広報の必要はないとしているものなどが見受けられた。

[表 - 17 広報の状況]

許 認 可 等 の 事 務	広 報 の 状 況
身体障害者手帳の交付	三重県ホームページ (お知らせ・行政情報欄)
漁業権の免許	三重県公報
県営住宅入居申請の認定	三重県ホームページ (お知らせ・行政情報欄)・パンフレット・リーフレット・三重県公報等
建築確認	リーフレット
屋外広告物の許可	リーフレット
県立高等学校授業料の減免	案内ちらし
風俗営業の許可	パンフレット

イ 共通の広報の手段としては三重県ホームページで、県庁各課又は地域機関ごとに、各グループの分掌事務の内容、各種申請等の担当窓口について掲載している。

しかし、各種申請等の担当窓口欄では、許認可等の事務名、担当グループ名及び電話番号が掲載されているものがある一方、許認可等の事務名だけのものや当該窓口欄そのものがないものなどさまざまであった。また、同じ許認可等の事務であっても課所により掲載内容等が異なっており、統一性は見られなかった。

3 許認可等の事務処理について

監査対象とした許認可等の事務の処理状況については、表 - 7 のとおりであるが、処分の具体的な処理状況は次のとおりである。

(1) 事務処理の状況について

予備監査を実施した処分機関ごとに具体的に処分した案件について 5 件程度抽出し、その法令要件等に対する適否を調査した。

調査を行った処分についてはおおむね適正に処理されていたが、次のような状況が見受けられた。

ア 身体障害者手帳の交付事務において、障害の進行具合を確認するため手帳交付時に期間を定めて再度診断することとする有期認定について、該当年度末までに手続きを行うように連絡を行っているが、申請されるのは 5 割程度で、再度、催促の通知を行っていた。

イ 漁船の登録等の事務 (検認事務) において、検認を受けていない漁船が 205 船 (全対象 5,626 船) あった。また、検認事務の結果、漁船登録簿の書換えを要するとされたものが 65 船あったが、そのうち 9 船については書換えがなされていなかった。

ウ 屋外広告物の許可事務において、処分が滞っているものなどがあつた。

エ 県立高等学校授業料の減免事務において、減額すべきところを免除していたものが 2 件あつた。

(2) 許認可等の事務処理日数について

上記(1)と同様、具体的に処分した案件について、その処理期間を調査したところ、その結果は次のとおりである。

[表 - 18 許認可等の事務処理日数]

許 認 可 等 の 事 務	調査件数	標準処理期間内件数	期 間 を 超 え る も の	
			30日以内	30日超
身体障害者手帳の交付	20	16	3	1
産業廃棄物収集運搬業の許可	25	8	10	7
産業廃棄物処分業の許可	13	7	1	5
農地転用等の許可	13	8	1	4
漁船の登録等	15	13	2	
漁業権の免許	5	4	1	
県営住宅入居申請の認定	5	5		
建築確認	19	9	10	
屋外広告物の許可	34	31	3	
県立高等学校授業料の減免	22	18	4	
風俗営業の許可	19	13	5	1
計	190	132	40	18

ア 総調査件数190件のうち、7割程度が標準処理期間内に処理されているが、標準処理期間を30日超えるものがある事務やその半分以上が標準処理期間を超えて処理されている事務が見受けられた。

なお、標準処理期間を超過したものの中には、補正指導や添付資料の提出遅れなどが原因と思われるものも見受けられた。

イ 更新申請にかかる処理については、標準処理期間と比べ短期間に処理されているものが見受けられた。

(3) 管理台帳の整備状況について

管理台帳については、許認可後、適正な管理を行う必要があることから、予備監査を実施した課所においてはおおむね整備されている。

[表 - 19 管理台帳の整備状況]

許認可等の事務	管理台帳の整備		
	名称	管理方法	根拠規定
身体障害者手帳の交付	身体障害者手帳交付台帳	電算	身体障害者福祉法施行令
産業廃棄物収集運搬業の許可	産業廃棄物処理業者名簿	印刷物	無
産業廃棄物処分業の許可	産業廃棄物処理業者名簿	印刷物	無
農地転用等の許可	農地法第4条、第5条許可申請受付簿	ワープロ等	無
漁船の登録等	漁船登録台帳	電算	漁船法施行規則
漁業権の免許	免許漁業原簿	パソコン	漁業登録令施行規則
県営住宅入居申請の認定	県営住宅入居申請者名簿	台帳	無
建築確認	建築物、建築設備、工作物にかかる台帳	電算	建築基準法
屋外広告物の許可	屋外広告物許可台帳	電算	無
県立高等学校授業料の減免	授業料減免台帳*	パソコン等	無
風俗営業の許可	風俗営業許可台帳	台帳	風俗営業等処理要領

注 \* 県立高等学校においては申請書等により事務を管理するところが見受けられた。

ア 管理台帳の整備方法として、身体障害者手帳の交付など4事務で電算処理を行っているもの、漁業権の許可など2事務で担当者が自らパソコンにより作成しているもの、産業廃棄物収集運搬業の許可など2事務で冊子として印刷製本しているもの、その他ワープロにより作成するもの、台帳へ記入するものなどがある。

なお、産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可の事務については、許可後の管理をより適切に行うため、電算システムを導入し、処分機関とをオンライン化する中で、台帳等を電算出力する計画を進めている。

イ 管理台帳の整備規定については、法令等に規定されている事務として身体障害者手帳の交付など3事務、県の事務処理要領に規定している事務として風俗営業の許可事務があるが、特に台帳等の作成義務の規定がないものもあり、県立高等学校授業料の減免事務では処分機関の任意とされている。

(4) 現地調査の実施内容について

許認可等の処分を行うにあたり現地調査を行なっている事務は、産業廃棄物処分業の許可など次の4事務で、いずれも法令等に基づき実施されている。

なお、法令等により現地調査が義務づけられているにもかかわらず、現地調査を行っていない許認可等の事務は見受けられなかった。

[表 - 20 現地調査の実施内容]

許認可等の事務	現地調査の内容等	根拠規定
産業廃棄物処分業の許可	事業用施設が申請どおりの能力を有しているかどうかを実地に確認する。	所管庁通知
農地転用等の許可	申請書どおり、排水路等の施設において付近農家への被害防除対策等がとられているかどうかを確認する。	所管庁通知
漁船の登録等(検認事務)	登録内容と現物の漁船の構造等を確認するもので、事務そのものが現地での調査である。	漁船法
風俗営業の許可	施設の構造設備が許可基準を満たしているかどうかを調査するもので、現地調査は三重県風俗環境浄化協会として指定している社団法人三重県防犯協会連合会へ委託している。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律



身体障害者手帳の交付		法施行規則		可能	-	-
産業廃棄物収集運搬業の許可		法施行規則		直接面談		
産業廃棄物処分業の許可		法施行規則		直接面談		
農地転用等の許可		通知	規定無	可能	-	-
漁船の登録等		法施行規則		可能	-	-
		県規則		可能	-	-
漁業権の免許		県規則		可能	-	-
県営住宅入居申請の認定		県規則		直接面談	-	-
建築確認		法施行規則		可能	-	-
屋外広告物の許可		県規則		可能	-	-
県立高等学校授業料の減免		県要綱		可能	-	-
風俗営業の許可		法施行規則		直接面談	-	-

注 漁船の登録等欄の上段は登録事務、下段は検認事務の場合である。

ア 申請書の押印

(ア) 申請書の押印について、漁船の登録等における検認事務については不要、申請書の様式が法施行規則又は所管庁による通知で定められている身体障害者手帳の交付、農地転用等の許可、建築確認及び風俗営業の許可の4事務については、自署する場合、押印を省略できるとされている。

また、産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可の2事務については、平成12年10月から押印が廃止されている。

(イ) 押印を必要とする5事務のうち、漁業権の免許、県営住宅入居申請の認定、屋外広告物の許可及び県立高等学校授業料の減免の4事務については、県の規則等で押印を規定している。

なお、漁業権の免許事務では、実印による押印と印鑑登録証明書の添付を求めている。

イ 規定を超える部数（提出書類）

(ア) 規定を超える部数の提出を求めている許認可等の事務は見受けられなかったが、農地転用等の許可事務については、提出部数そのものが法令等に規定されていなかった。

(イ) 部数を規定している許認可等の事務で、必要以上の部数を提出させているものは見受けられなかった。

ウ 規定にない添付書類

法律、政省令、条例、規則等に規定のない書類の提出を求めている事務は産業廃棄物収集運搬業の許可など次の4事務である。

なお、条例等に添付を規定している書類について、その必要性が低いと思われるものは見受けられなかった。

[表 - 25 規定にない添付書類]

許認可等の事務	規定にない添付書類	提出を求める理由
産業廃棄物収集運搬業の許可	運搬先処分業者の許可証の写し	許可の有無を確認
漁業権の免許	総会の議事録抄本など7種類	漁業協同組合の免許申請に対する意思を確認
屋外広告物の許可	土地又は建物の使用承諾書	使用权を確認
県立高等学校授業料の減免	給与明細（必要な場合に限る。）	授業料減免の認定に使用

エ 郵送による申請の受付

郵送による申請の受付を行っている許認可等の事務は漁業権の免許など7事務で、原則、直接面談による申請としている事務は産業廃棄物収集運搬業の許可など4事務である。

なお、直接面談としている4事務について、その理由は次のとおりである。

[表 - 26 直接面談による申請]

許認可等の事務	直接面談とする理由
産業廃棄物収集運搬業の許可	申請時に手数料を証紙徴収することから、その安全を図るため
産業廃棄物処分業の許可	申請時に手数料を証紙徴収することから、その安全を図るため
県営住宅入居申請の認定	申請者からの聴き取りが必要であるため
風俗営業の許可	申請者からの聴き取りが必要であるため

オ 更新手続きの軽減

更新の手続きがある許認可等の事務は産業廃棄物収集運搬業の許可など3事務で、いずれの事務においても添付書類が削減されている。

[表 - 27 更新手続きの軽減]



許 認 可 等 の 事 務	軽 減 内 容
産業廃棄物収集運搬業の許可	新規申請時12種類の添付書類を 8 種類に軽減
産業廃棄物処分業の許可	新規申請時14種類の添付書類を 4 種類に軽減
屋外広告物の許可	新規申請時 5 種類の添付書類を 1 種類に軽減

カ 更新期間到来の通知等

許認可等の更新手続きがある 3 事務のうち、更新期間到来の通知等を行っている事務は屋外広告物の許可事務で、産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可の 2 事務については更新期間到来の通知等はなされていない。

なお、屋外広告物の許可事務では、更新の申請書を添付して通知していた。

キ 平成12年11月末から申請届出書ダウンロードが三重県ホームページで開始されているが、11種類の許認可等の事務のうち、屋外広告物の許可事務にかかる申請書についてはホームページから取り出すことができ、県民の利便性の向上につながるものと思われた。

(2) 事務の合理化について

ア 電算の活用状況

電算を活用して処理していた許認可等の事務は身体障害者手帳の交付など 6 事務で、その処理内容は次のとおりである。

[表 - 28 電算処理の導入状況]

許 認 可 等 の 事 務	主 な 電 算 処 理 内 容	備 考
身体障害者手帳の交付	管理台帳の作成、手帳発行	
漁船の登録等	管理台帳、検認対象船一覧の作成	民間委託
漁業権の免許	管理台帳、免許状、集計表等の作成	パソコン処理
建築確認	管理台帳の作成、フロッピーディスク申請処理	
屋外広告物の許可	管理台帳の作成、更新手続対象者一覧	
県立高等学校授業料の減免	審査結果通知書等の作成	パソコン処理

イ 委託業務について

許認可等の事務を行うにあたって、その業務の一部を委託している事務は、県営住宅入居申請の認定事務など 2 事務で、その委託内容等は次のとおりである。

[表 - 29 委託業務の状況]

許 認 可 等 の 事 務	業 務 内 容	委 託 先
県営住宅入居申請の認定	入居申請書受付・審査・抽選	三重県住宅供給公社
風俗営業の許可	申請施設の設備構造の現地確認	社団法人三重県防犯協会連合会 (三重県風俗環境浄化協会)

ウ 地域機関への権限委任の状況

地域機関で処分している許認可等の事務は身体障害者手帳の交付など 8 事務 (表 - 3 のとおり) で、おおむね県民に身近な機関で処分されている状況が見受けられた。

なお、平成10年度から平成12年度における地域機関への権限委任の状況については、

- (ア) 平成10年度から身体障害者手帳の交付事務を身体障害者更生相談所へ権限委任している。
- (イ) 平成11年度には建築確認事務の一部の権限を県民局建設部に委任し、その結果、建築確認にかかる全ての権限 (特定行政庁にかかる権限を除く。) が当該建設部に委任されている。
- (ウ) 平成12年度から地域機関へ権限委任しているものは見受けられなかった。

また、現在、地域機関への権限委任を検討している許認可等の事務としては、産業廃棄物処分業の許可事務がある。

エ 市町村への権限移譲の状況

監査対象事務とした許認可等の事務について、平成10年度及び平成11年度において市町村へ権限移譲した事務は見受けられなかった。

現在、市町村への権限移譲を協議又は検討している事務として、建築確認及び屋外広告物の許可の事務があり、その状況は、

- (ア) 建築確認事務については、既に、津市、四日市市、鈴鹿市及び上野市 (一部事務) に権限を移譲しており、現在、桑名市、伊勢市、松阪市及び名張市 (一部事務) への権限移譲について協議している。
- (イ) 屋外広告物の許可事務については、既に、津市、四日市市、鈴鹿市を除く 10 市及び大台町など 10 町村にポスター等の違反広告物の除却等 (いわゆる簡易除却) に関する事務の権限を移譲しており、平

成13年度からは津市に当該許可事務を含む事務全般を移譲することとなっている。

また、四日市市、鈴鹿市、松阪市については引き続き屋外広告物の許可事務を含む事務全般の権限移譲について協議している。

なお、平成12年4月1日現在、三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき50項目において、許認可等の事務の全部又は一部を市町村に権限移譲している。

監査の結果について、各項目ごとに一覧にまとめるとおおむね次のとおりである。

1 許認可等の事務の処理体制について

許認可等の事務	窓口体制	審査基準		標準処理期間		審査体制	審議機関	独自の広報の有無
		設定	公表	設定	公表			
身体障害者手帳の交付								有
産業廃棄物収集運搬業の許可							-	
産業廃棄物処分業の許可							-	
農地転用等の許可								
漁船の登録等							-	
漁業権の免許								有
県営住宅入居申請の認定							-	有
建築確認							-	有
屋外広告物の許可							-	有
県立高等学校授業料の減免							-	有
風俗営業の許可							-	有

2 許認可等の事務処理について

許認可等の事務	事務処理の状況	事務処理の迅速性	管理台帳の整備	現地調査の実施	条件の履行確認	不服申立ての教示
身体障害者手帳の交付				-	-	
産業廃棄物収集運搬業の許可				-	-	-
産業廃棄物処分業の許可						×
農地転用等の許可						
漁船の登録等					-	-
漁業権の免許				-		×
県営住宅入居申請の認定				-	-	
建築確認				-	-	-
屋外広告物の許可				-	-	-
県立高等学校授業料の減免				-	-	
風俗営業の許可					-	-

3 許認可等の事務の簡素化、合理化について

許認可等の事務	押印省略の有無	更新手続きの軽減の有無	電算活用の有無	地域機関への権限委任の有無	市町村への権限移譲の有無
身体障害者手帳の交付	有	-	有	有	
産業廃棄物収集運搬業の許可		有		有	
産業廃棄物処分業の許可		有			
農地転用等の許可	有	-		有	
漁船の登録等	有	-	有	有	
漁業権の免許		-	有		
県営住宅入居申請の認定		-			
建築確認	有	-	有	有	有
屋外広告物の許可		有	有	有	有
県立高等学校授業料の減免		-	有	有	
風俗営業の許可	有	-		有	

注 はおおむね適切であるもの、 は一部が不十分であるもの、 ×は適切でないもの、 -は該当しないものを表す。

第5 監査の意見

行政の手続きに関しては、行政手続法が施行されて6年、三重県行政手続条例が施行されて4年が経過し、県民の権利利益の保護に資するよう、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図ることが、一層求められているところである。

今回の監査対象事務とした11種類の許認可等の事務（申請に対する処分）については、おおむね適正に処

理されていると認められるが、改善又は検討を要するものが見受けられたので、「総括意見について」及び「個別意見について」に分けて、次のとおり意見を述べることとする。

また、「県民からの意見等について」は許認可等の事務に関して県に寄せられた県民からの意見であるので、事務改善の参考にされたい。

各課所においては、これらの意見を踏まえ、行政手続法及び三重県行政手続条例の主旨に沿って許認可等の事務が処理されているかどうかを見直し、地方分権が推進される中、益々重要となった分権の担い手としての役割を一層果たされるよう望むものである。

## 1 総括意見について

全ての許認可等の事務について、行政手続法等の主旨に沿って処理されるよう、次の取組みについて徹底すること。

### (1) 審査基準の設定等について

ア 審査基準の設定及び公表については、申請に対する事務処理の適正を確保しようとするものであることから、行政手続法及び三重県行政手続条例等の規定に従い、審査基準を具体的に設定し、受付窓口となる課所のほか処分機関及び所管課など関係機関に審査基準・標準処理期間等個別表を備え付けること。

イ 標準処理期間の設定及び公表については、申請に対する事務処理の透明性及び迅速性を確保しようとするものであることから、審査基準と同様、その設定及び個別表を備え付けること。

ウ 審査基準・標準処理期間等個別表について、三重県行政手続条例等の規定に従い、定期的にその内容を見直し、更新すること。

エ 行政手続法及び三重県行政手続条例を所管する政策評価推進課においては、当該法律等の主旨が徹底されるよう各課所を支援すること。

### (2) 職員の研修の充実等について

事務処理に対する職員の能力向上等のため、関係職員への研修を実施し、又は充実するとともに、住民サービスの向上にむけた接遇研修に一層取り組むこと。

### (3) 広報について

ア 三重県ホームページは県民に対する情報提供の重要な手段であることから、審査基準や標準処理期間を掲載するなど許認可等の事務に関する広報を充実すること。

イ 情報公開室に置かれている審査基準・標準処理期間等個別表については、(1)のウにより更新したものに逐次差し替えるなど最新のものにしておくこと。

### (4) 事務処理の適正及び迅速性の確保について

ア 審査基準等の要件審査を的確に行ない、適正に処理すること。

イ 標準処理期間内に事務を処理するよう、事務処理の迅速化に努めること。

ウ 許認可等の処分に伴い、条件を付与する場合及び不許可等とする場合においては、不服申立ての教示を行なうこと。

### (5) 事務手続きの簡素化について

県の規則に定められている事務手続きについては、申請等の事務手続の改善のための関係規則の整理に関する規則（平成9年三重県規則第116号）等を制定し、押印の廃止、添付書類の簡素化等が行われていたが、一層県民の負担軽減に取り組むこと。

### (6) 情報技術の活用について

ア 三重県ホームページでは、申請届出書ダウンロードが開始されているが、申請者である県民にとって利便性の向上がさらに図られるよう、ダウンロードできる申請届出書等を拡充すること。

イ 地方公共団体における情報技術への取組みの一環として、行政手続きのオンライン化の推進が掲げられていることから、各種の申請・届出手続きを三重県ホームページなどインターネットで行えるようなシステムの導入について検討を進めること。

### (7) 地域機関への権限委任等について

住民に身近な行政をできる限り身近な行政機関で処理することを基本として、県民サービスの向上につながるよう、地域機関への権限委任及び市町村への権限移譲について積極的に取り組むこと。

## 2 個別意見について

### (1) 身体障害者手帳の交付

(事務の処理体制について)

ア 年間の処理件数が8,000件弱と多数であり、近年増加傾向にあるので担当職員、審査部会を含めた審

査体制の充実、事務取扱要領の改正等多様な方法により手帳交付処理全体の充実を図る必要がある。

イ 申請手続きに対する情報提供について、申請の手引き、記載例及び添付書類の一欄が作成されていないので、申請者の利便を図るため、その作成について検討されたい。

ウ 標準処理期間の積算根拠が示されていないので、その積算根拠を具体的に示す必要がある。

エ 三重県身体障害者福祉法施行細則は、身体障害者手帳交付事務が機関委任事務から自治事務になった時点での改正がなされていないので、早急に改正する必要がある。

(事務の処理について)

オ 有期認定事務については、有期認定申請者の公平性の観点から確実に実施されることが重要であり、申請手続きを行うよう啓発を促進する必要がある。

(2) 産業廃棄物収集運搬業の許可

(事務の処理体制について)

ア 事務処理要領が作成されていないので、事務手続きや申請者への対応など運用の統一を図るため、事務処理要領などを整備する必要がある。

特に、処分機関等が10カ所に分かれていることから、その必要性が高いものと思われる。

イ 法令等の改正への対応及び運用の統一のため、処分機関等において研修の要望があるので、適切な事務処理を行なうためにも研修を実施されたい。

(事務の処理について)

ウ 標準処理期間を超えて処理されているものが散見されたので、事務処理の迅速化に努められたい。

(事務の簡素化、合理化について)

エ 現在、電算システムを導入して地域機関等とのオンライン化に取り組んでいるところであるが、電算化については事務の合理化を図るだけではなく、産業廃棄物行政の適正化及び効率化の向上を図るものと思われるので、早急に進められたい。

(3) 産業廃棄物処分業の許可

(事務の処理体制について)

ア 申請手続きに対する情報提供について、申請の手引き及び記載例が作成されていないので、申請者の利便を図るため、その作成について検討されたい。

イ 事務処理要領が作成されていないので、事務手続きや申請者への対応など運用の統一を図るため、事務処理要領などを整備する必要がある。

ウ 法令等の改正及び新技術に対応するため、処分機関等において研修の要望があるので、適切な事務処理を行なうためにも研修を実施されたい。

(事務の処理について)

エ 許可等の処分に伴い、条件を付与した場合において、履行確認がなされていないものが見受けられたので、その履行を確認する必要がある。

オ 許可等の処分に伴い、条件を付与した場合において、不服申立ての教示が通知書になされていないので、当該通知書等に示す必要がある。

(事務の簡素化、合理化について)

カ 現在、電算システムを導入して、地域機関等とのオンライン化に取り組んでいるところであるが、事務の電算化については、事務の合理化を図るだけではなく、産業廃棄物行政の適正化及び効率化の向上を図るものと思われるので、早急に進められたい。

キ 地域機関で処分することが県民へのサービス向上につながると思われるので、今後も地域機関への権限委任について取り組むことが望まれる。

(4) 農地転用等の許可

(事務の処理体制について)

ア 申請手続きに対する情報提供について、申請の手引きが作成されていないので、申請者の利便を図るため、既存の申請書の記入要領などを取りまとめるなどして、その作成について検討されたい。

イ 様々な案件に対応するため、処分機関等において研修の要望があるので、適切な事務処理を行なうためにも研修を実施されたい。

ウ 申請を受け、意見書を付する機関である市町村農業委員会が担う役割は大きいことから、市町村農業委員会職員等との研修を実施するなどその連携強化に努められたい。

(事務の処理について)

エ 審査にあたっては、必要に応じて現地調査を行うこととされているが、どのような場合に現地調査を行うかについて県としての方針が明かでないので、明確にする必要がある。

オ 審査にあたっては、開発許可、建築確認等に関して他機関への照会、協議が行われているので、その結果について記録する一定の書式を定められたい。

カ 許認可等の処分に伴い、条件を付与した場合において、履行確認がなされていないものが見受けられたので、条件の履行を確認する必要がある。

(5) 漁船の登録等

(事務の処理について)

ア 検認事務において、検認を受けていない漁船が見受けられたので、その解消を図る必要がある。

イ 検認事務の結果、登録簿の書換えがなされていない漁船が見受けられたので、適正に処理する必要がある。

また、登録内容に変更が生じた場合は、2週間以内に変更登録を申請しなければならないと規定されていることから、検認以前に変更の申請を行うよう指導する必要がある。

(事務の簡素化、合理化について)

ウ 三重県漁船法施行細則で定める漁船登録再交付申請書、漁船登録票返納届において、申請者の属する漁業協同組合長の証明を求めているが、その必要性について検討されたい。

(6) 漁業権の免許

(事務の処理について)

ア 許認可等の処分に伴い、条件を付与した場合において、履行確認がなされていないものが見受けられたので、その履行を確認する必要がある。

イ 許認可等の処分に伴い、条件を付与した場合において、不服申立ての教示が通知書になされていないので、当該通知書に示す必要がある。

(事務の簡素化、合理化について)

ウ 添付書類について、条例、規則に規定のない書類を添付させていたものがあったので、真に必要なかどうか検討し、必要なものについては規定する必要がある。

(7) 県営住宅入居申請の認定

(事務の処理体制について)

ア 定期募集の広報については、三重県公報、ポスター、ラジオ、三重県ホームページ等により広く行なわれているが、随時募集については建設部等への問い合わせによる方法でしか確認できないため、三重県ホームページの充実等、より広く情報提供されたい。

また、三重県ホームページに定期募集等の古い情報が残っている状況が見受けられたので、常に最新のものに更新しておく必要がある。

(事務の処理について)

イ 抽選漏れ等の申請書類については3ヶ月で廃棄処分されているので、事務文書保管規程に基づき適正に保管する必要がある。

(事務の簡素化、合理化について)

ウ 現入居申請手続き方法では、申請者は最低でも3回(申請書入手・申請・抽選)は受付機関等へ直接出向くことが必要となり、申請者の負担は大きいものになっていると思われることから、申請手続きの軽減について検討する必要がある。

エ 抽選漏れとなった人の添付書類等については、次回募集等への利用も考えられることから、希望者への返却について検討する必要がある。

オ 募集戸数については、退去後修繕がなされないまま長期間において空き部屋となっているケースが見受けられたので、効率的な利用をされたい。

カ 申請書等の押印については必ずしも必要とは思われないので、押印の廃止について検討する必要がある。

(8) 建築確認

(事務の処理体制について)

ア 申請手続きに対する情報提供について、申請の手引き、記載例及び添付書類の一欄が作成されていないので、申請者の利便を図るため、その作成について検討されたい。

イ 標準処理期間が遵守されていない状況が散見されたので、事務処理体制、事務フローについて見直す

必要がある。

ウ 法令等の改正などに適切に対応するため、研修を充実してほしいとする処分機関の意見があるので、効率的な事務処理を行うためにも研修を充実されたい。

(事務の簡素化、合理化について)

エ 申請書のフロッピーディスクによる提出システムを実施しているが、建築基準法改正に伴うプログラムの更新も未対応で、現段階では概要の登録程度しか利用できない状況であるため、今後、有効かつ効率的な活用ができるようなシステムの構築について所管庁と協議のうえ進められたい。

オ 住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体で処理することを基本として、特定行政庁の設置について人口5万人以上の市を対象に権限の移譲を推進しているが、建築主事の資格要件の一つに実務経験が必要となることから、対象市と連携して計画的に取り組んでいく必要がある。

(9) 屋外広告物の許可

(事務の処理体制について)

ア 屋外広告物の許可において、類似条件でも許可年数に相違があるケースが見受けられたので、申請者の負担軽減の観点から複数年許可の要件について情報提供されたい。

イ 法令等の改正などに適切に対応するため、研修を充実してほしいとする処分機関の意見があるので、効率的な事務処理を行うためにも研修を充実されたい。

(事務の処理について)

ウ 許可手続きが行われていない違反広告物が見受けられたので、適正な指導を行うとともに申請が徹底されるよう効果的なPRを行なう必要がある。

エ 事務処理において、処分が滞っているもの及び改善事項を付して申請書を返却しているものが見受けられたので、行政手続法及び三重県行政手続条例に従い適正に処理する必要がある。

(事務の簡素化、合理化について)

オ 申請書等の押印については必ずしも必要とは思われないので、押印の廃止について検討する必要がある。

カ 添付書類について、条例、規則に規定のない書類を添付させていたものがあつたので、真に必要なかどうか検討し、必要なものについては規定する必要がある。

キ 市町村への権限移譲については、住民に身近な行政をできる限り身近な地方公共団体で処理することを基本として、平成13年度から津市への移譲を予定しているところであるが、さらに市町村への権限移譲について取り組まれたい。

(10) 県立高等学校授業料の減免

(事務の処理体制について)

ア 広報について、各県立高等学校が独自に案内ちらしを作成し、配布しているが、生徒、保護者への情報の提供内容を共通したものにするため、盛り込むべき内容等を示した参考例を作成されたい。

イ 事務の処理件数及び処理期間との関係から、担当者に事務が集中しているような時期又は状況が見受けられたので、時期的な要素も考慮して、事務の処理体制について検討することが望まれる。

(事務の処理について)

ウ 管理台帳の作成については県立高等学校の任意とされ、作成されていない学校が見受けられたが、管理台帳は授業料減免後の適正な管理を行うために必要なものと思われるので、管理台帳の様式を作成し、適正に管理されたい。

エ 授業料減免の認定において、減額すべきところを免除していたものが見受けられたので、適正に処理する必要がある。

オ 授業料減額の認定にあたり、前年度の収入状況と現状に大きな変化がある場合においては認定基準となる市町村民税額を推計しているが、その算定式を記録する一定の書式を定め、画一的に処理する必要がある。

(事務の簡素化、合理化について)

カ 申請書等の押印については必ずしも必要とは思われないので、押印の廃止について検討する必要がある。

(11) 風俗営業の許可

(事務の処理体制について)

ア 申請の手引き、記載例が警察署において用意されていないので、申請指導の一環として、申請の手引

き、記載例等を作成されたい。

イ 標準処理期間の積算根拠が示されていないので、その積算根拠を具体的に示す必要がある。

3 県民からの意見等について

県民からの意見・苦情等については、県民の声として取りまとめられており、平成11年5月から平成12年10月までに寄せられた意見等のうち、許認可等の事務にかかわると思われるものの概要は次のとおりである。

意見等の一部については対応済みのものもあるが、これらの意見等を事務改善の参考にされたい。

意見等の概要	件数
許認可事務における他の機関との連絡調整の円滑化	1
インターネットからの情報及び申請書等の提供	2
申請条件等の周知不足	2
許認可期間の短縮	4
収入証紙購入時間の拡大	1
申請場所の明確化(県庁と津庁舎)	1
電話の対応が不誠実	1
許認可処分機関に行くことが負担	1

第6 まとめ

許認可等の事務のうち申請に対する処分については、県民と日常的な接点をもち、県民の利益に直接かわるものなど県の主要な事務の一つとなっており、県政に対する県民の信頼を確保するためには、適正かつ迅速に処理することが必要である。

今回、監査を行った許認可等の事務については、それぞれの課所において、事務処理の適正化、迅速化に取り組み、おおむね適正に事務が行われていると認められた。

また、申請手続きの負担軽減、地域機関への権限委任、市町村への権限移譲や三重県ホームページを活用した広報などにも取り組まれていた。

今後、許認可等の事務においては、さらに処理期間の短縮、申請手続きの負担軽減等を図るとともに、県民の利便性向上のため、各種の申請・届出手続きが三重県ホームページで行えるようなシステムの導入に向けて、一層電子化が推進されることを期待するものである。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営ほ場整備事業櫛田上地区全換地区の換地計画において、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告します。

平成13年2月20日

三重県知事 北川正恭

市町村	大字	字	地番	地目	地積 m <sup>2</sup>
松阪市	安楽町	南出	64-1	山林	476
松阪市	安楽町	下ノ浦	189-1	原野	59
松阪市	安楽町	下中須	284	山林	228
松阪市	安楽町	下中須	286	山林	148
松阪市	安楽町	下中須	282	山林	79
松阪市	安楽町	下川原	348	畑	158
松阪市	山添	下川原	1430-1	畑	558
松阪市	山添	町居	1505	畑	337
松阪市	山添	下川原	1421	畑	317

松	阪	市	山	添	町	居	1494	畑	142
松	阪	市	山	添	向	イ	1531	畑	231
松	阪	市	山	添	植	田	1082	畑	277
松	阪	市	山	添	植	田	1083	畑	495
松	阪	市	山	添	植	田	1083-1	原野	89
松	阪	市	山	添	植	田	1139-1	畑	36
松	阪	市	山	添	植	田	1140-1	畑	29
松	阪	市	山	添	真	土	1398-1	原野	29
松	阪	市	山	添	真	土	1398-2	畑	149
松	阪	市	豊	原	町	下	1355	畑	171
松	阪	市	豊	原	町	上	1357-3	原野	59
松	阪	市	豊	原	町	上	1434-1	畑	277
松	阪	市	安	楽	町	向	211	山林	595
松	阪	市	山	添	植	田	1087	畑	247
松	阪	市	豊	原	町	西	95	畑	29
松	阪	市	豊	原	町	上	1436-1	畑	33
松	阪	市	豊	原	町	上	1436-3	畑	115
松	阪	市	豊	原	町	上	1473-1	畑	195
松	阪	市	豊	原	町	上	1480-1	畑	23
松	阪	市	豊	原	町	上	1480-3	畑	132

一般競争入札を実施することについて、次のとおり三重県土地開発公社理事長上田紘士から公告依頼がありました。

平成13年2月20日

三重県知事 北川正恭

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

平成13年2月20日

三重県土地開発公社

理事長 上田紘士

1 競争入札に付する事項

木曾岬干拓用地取得事業資金借入（三重県の債務保証付）

借入金額及び借入期間等

	借入金額	借入期間（返済期日）	償還方法
	587,320,000円	33日（平成13年4月27日）	期日一括償還
	5,285,880,000円	9年1月（平成22年4月末日）	当初1年1月据置元金均等償還
	5,873,200,000円	9年1月（平成22年4月末日）	期日一括償還



利息の計算は、365日ベースで片落とし、後払いとします。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

入札参加資格は、入札日において次の各号のすべてを満たすものとします。

- (1) 国債の入札参加資格を有すること、又は、都道府県債の引受け実績があること  
ただし、いずれも「金銭消費貸借契約証書」による証書貸付が可能な者、また国債の入札参加資格のうち、TB及びFBの入札参加資格のみを有するものについては、上記1のの入札にのみ参加できるものとします。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

## 3 入札参加者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の各号に定める書類を平成13年3月14日（水）午後3時まで下記4の(1)の場所に提出しなければなりません。提出された書類等を審査の結果、当該入札に参加することができるものと認められたもの限り、入札の対象者とします。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 入札参加届出書
- (2) 使用印鑑届
- (3) 国債の入札参加資格を有することを証明する書類、又は都道府県債の引受け実績があることを証明する書類

## 4 入札手続等に関する事項

- (1) 担当課  
三重県土地開発公社 総務課 担当 仲田、柘植 電話 059-229-6032  
(〒514-0004 三重県津市栄町一丁目891番地 三重県合同ビル4階)
  - (2) 入札説明書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成13年2月20日（火）から同年3月14日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）  
イ 交付場所  
上記4の(1)に同じです。
  - (3) 入札の日時及び場所  
平成13年3月19日（月）午前10時  
三重県津市栄町一丁目891番地 三重県合同ビル4階 第1会議室  
(ただし、郵送による入札については、平成13年3月16日（金）午後5時まで上記4の(1)へ書留郵便で必着のこと)
  - (4) 開札の日時及び場所  
上記4の(3)に同じです。
  - (5) 借入実行日  
平成13年3月26日（月）
  - (6) 入札方法等に関する事項  
ア 落札者の決定方法  
落札者は、上記1の から までの各借入金額別にそれぞれ最低利率を入札した者をそれぞれ個別に落札者とします。  
イ 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札等は、無効とします。
- ## 5 その他
- (1) 詳細は、入札説明書によります。
  - (2) 本件資金借入にかかる三重県予算が不成立の場合、この入札は中止します。

毎週火、金曜日発行  
購読料(送料並びに消費税及び地方消費税含む。)  
1 箇月 2,700円  
1 箇年 32,400円  
三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。  
<http://www.pref.mie.jp/>

平成13年2月20日発行  
津市広明町13番地  
三 重 県  
印刷・販売 伊藤印刷株式会社  
〒514-0027 三重県津市大門32-13  
TEL 059-226-2545 FAX 059-223-2862